

教職員の懲戒処分に係る公表基準

平成16年4月23日制定
平成16年6月28日一部改正
平成29年1月31日一部改正
茨城県教育委員会

1 公表の目的

教職員の服務規律及び教育行政の透明性を確保するため、茨城県教育委員会が行った懲戒処分について、原則として公表し、もって、教職員としての自覚を喚起し、信用失墜行為等の防止に資するとともに、教育に対する県民の信頼を確保する。

2 公表の対象

地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分

3 公表の内容

(1) 被懲戒処分者に関する事項

ア 氏名

収賄、詐欺、横領、わいせつ等重大な非違行為に対する懲戒処分で免職の場合、酒酔い運転又は酒気帯び運転の場合及び既に警察により氏名が公にされている場合は公表する。

イ 所属名等

- ・ 免職、停職については、学校名又は行政機関名及び所在市町村名を公表する。
- ・ 減給、戒告については、学校種等と所在市町村名を公表する。

ウ 職名

エ 年齢

オ 性別

(2) 懲戒処分の対象となった事案の概要

(3) 懲戒処分の種類及び内容

(4) 懲戒処分年月日

(5) 上記2に関連する管理監督責任に関する処分

4 公表の例外

被害を受けた児童・生徒等の人権等、特段の配慮が必要な場合は、上記3のうち氏名、所属名等及び職名（当該職名の公表により氏名又は所属名等を特定することができるものに限る。）を公表しないことができる。

5 公表の時期及び方法

(1) 時期

原則として、懲戒処分を行った後、速やかに公表する。

(2) 方法

原則として、報道機関への発表により公表する。

6 適用時期

平成16年5月1日以降に発生した処分事由となる行為に対する事案から適用する。

付 則

この基準は、平成16年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成16年7月1日から施行し、この基準による改正後の教職員の懲戒処分に係る公表基準(以下「改正後の基準」という。)の規定は、改正前の教職員の懲戒処分に係る公表基準6の規定にかかわらず、施行日以降に発生した処分事由となる行為に対する事案から適用する。

- 2 施行日前に発生した処分事由となる行為に対する事案については、改正後の基準3
(1)アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成29年1月31日から施行し、この基準による改正後の教職員の懲戒処分に係る公表基準（以下「改正後の基準」という。）の規定は、改正前の教職員の懲戒処分に係る公表基準6の規定にかかわらず、施行日以後に公表すべき処分事由となる行為に対する事案から適用する。